

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。  
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2014年2月5日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。  
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等 ( 注 ) として再就職していること  
注 ) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。  
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。  
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名  
イ . 契約相手方の直近 3 カ年の財務諸表における当機構との取引高  
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合  
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から 1 ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 1 国名：バングラデシュ 担当：経済基盤開発部  
案件名：ダッカ都市交通マネジメントプロジェクト

1 契約予定期間：2014年4月上旬～2016年5月下旬

2 参加要件

海外における都市交通に係る業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。  
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2014年2月19日から2014年2月21日17：00まで  
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。  
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2014年2月19日から2014年2月24日23：59まで  
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2014年3月7日12：00まで  
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 3月中旬
- (5) 契約交渉 : 3月下旬

5 業務の目的

バングラデシュの首都ダッカは、その都市圏（Dhaka Metropolitan Area：DMA）に約1,500万人（2013年推計）の人口を有しており、人口密度は約450人/haと非常に高い。2000年以降、年平均6%の経済成長率を維持しているバングラデシュにおいて、地方部からの人口の流入は今後も続くことが見込まれ、2025年には2,200万人になると予想されている。現在、DMAの都市交通環境は、道路面積率6.3%（2車線以上の道路面積率は1%程度）と非常に低いにも関わらず、BRT（Bus Rapid Transport）やMRT（Mass Rapid Transit）などの大量輸送設備を有さないために道路交通に大きく依存し、自動車やバス、リキシャ等の交通モードの混在による交通渋滞が深刻な問題となっている他、大気汚染や騒音等の交通公害による交通環境の悪化も深刻化している。

今後の経済成長及び都市人口の増加に伴う自動車保有台数のさらなる増加も見込まれているため、DMAの交通状況及び都市環境の改善に向けた都市公共交通システムの整備が重要課題となっている。このような状況の下、JICAは、「ダッカ都市交通網整備事業準備調査（DHUTS 2009-2011年）」（フェーズ1及び2）を実施し、ダッカ都市交通戦略計画（Strategic Transport Plan for Dhaka:STP 2005年）のレビューや交通需要の見直しを行った。その結果、MRT6号線が優先プロジェクトとして選定され、同線の事業実施妥当性の技術的及び経済的な検証を経て、「ダッカ都市交通整備事業（ ）」（2012年度、円借款）を開始した。MRT6号線は、ダッカ市内の幹線道路上に高架形式で建設される予定であるが、交通渋滞が慢性化している道路区間が対象となっていることから、円滑なMRT6号線工事の進捗の確保及び工事中の道路渋滞状況の悪化を回避するためにも、可能な限り早期に、現行の道路渋滞を緩和しておく必要がある。併せて、本プロジェクトによる交差点改良施策（右左折レーン設置、信号機設置等）、交通規制施策（車線の明示、路上駐車禁止、バス停の設置等）、交通情報の収集・提供、及び道路利用者のマナー向上、等の短期間での渋滞緩和効果が見込まれる道路交通マネジメント施策を盛り込むことで、ダッカ都市交通整備事業（ ）の目的であるダッカ市内の交通混雑の緩和に寄与することが期待される。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

ダッカ都市圏

(2) 相手国関係機関

運輸省（Ministry of Communications：MOC）  
ダッカ運輸調整局（Dhaka Transport Coordination Authority：DTCA）  
ダッカ市役所（北）（Dhaka North City Corporation：DNCC）  
ダッカ市役所（南）（Dhaka South City Corporation：DSCC）  
ダッカ首都圏警察（Dhaka Metropolitan Police：DMP）

(3) 業務内容

成果1「DTCAと関係機関による道路交通マネジメント実施体制が設置される」に対する以下の活動  
1-1. DMAの交差点、道路交通情報、道路交通規制及び道路交通安全に関する状況を整理・分析する  
1-2. プロジェクトの活動の実施方法についてDTCAと関係機関との役割分担案を作成する  
1-3. モデルエリアを選定する

1-4. パイロットプロジェクトの実施スケジュールを作成し、関係機関と協議を行う

1-5. DTCAの広報活動計画を作成する

1-6. DTCAによる広報活動の支援を実施する

成果2「交差点改良技術が向上する」に対する以下の活動

2-1. 交差点改良のパイロットプロジェクトを実施するための交差点を特定する

2-2. 交通量、渋滞長、大気汚染及び騒音調査を実施する

2-3. 最適な交差点改良施策を検討する

2-4. 交差点改良のパイロットプロジェクトの実施結果を分析する

2-5. 交差点改良技術に関する本邦／第三国等での研修を実施する

2-6. DTCA、DNCC及びDSCCが活用する交差点改良マニュアルを作成する

成果3「道路交通情報の収集分析能力が向上する」に対する以下の活動

3-1. 高度道路交通システムのパイロットプロジェクトのための道路を特定する

3-2. 高度道路交通システムのパイロットプロジェクトに適する機材を選定する

3-3. 高度道路交通システムのパイロットプロジェクトの実施結果を分析する

3-4. 高度道路交通システムに関する本邦／第三国等での研修を実施する

3-5. 高度道路交通システム機材の設置・運用マニュアルを作成する

3-6. 総合道路交通情報システム計画を作成する

成果4「道路交通規制施策の策定能力が向上する」に対する以下の活動

4-1. 1-1で取りまとめたDMAにおける道路交通規制と道路交通安全に関する状況分析と課題を見直し・更新する

4-2. 道路交通規制施策と道路交通安全施策に関する本邦／第三国研修を実施する

4-3. 道路交通規制施策の企画立案と実施にむけたアクション・プランを策定する

4-4. 運転手と歩行者向け交通安全プログラムのアクション・プランを策定する

## 7 成果品等

業務計画書（契約締結後10日以内）

ワーク・プラン（2014年5月）

プロジェクト業務進捗報告書（2014年10月）

プロジェクト業務進捗報告書（2015年3月）

プロジェクト業務進捗報告書（2015年10月）

プロジェクト業務完了報告書（2016年4月）

## 8 主要な分野及び評価対象予定者

1) 業務主任 / 交通管理（評価対象予定者）

2) 交通管理

3) 信号制御（評価対象予定者・対象国経験・語学力評価せず）

4) ITS（評価対象予定者）

5) 交通規則 / 交通安全

6) 業務調整 / 広報 / 能力向上計画策定

## 9 特記事項

・共同企業体の結成を認める予定

・2013年6月に詳細計画策定調査実施済み

・2013年11月にR/D締結済み

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。